

# 取締役会規程

株式会社エムエムインターナショナル

# 取締役会規程

## 第1条(目的)

当社の取締役会に関する事項は、法令または定款に規定するもののほかはこの規程の定めるところによる。

## 第2条(構成)

取締役会は、取締役全員をもって構成し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監査する。

## 第3条(種類・開催日)

取締役会は、定時取締役会と臨時取締役会とする。

2. 定時取締役会は、原則として3ヶ月に1回以上開催する。
3. 臨時取締役会は、必要に応じて隨時これを開催する。

## 第4条(監査役の出席義務等)

監査役は、取締役会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならぬ。

## 第5条(招集権者)

取締役会は、社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、ほかの取締役がこれに代る。

## 第6条(招集手続)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および監査役に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

## 第7条(招集請求)

招集権者でない取締役は、必要と認めたときは、招集権者たる取締役に対し、会議の目的とするべき事項およびその審議を必要とする事由を書面で通告し、取締役会の開催を請求することができる。

2. 監査役は、監査のため必要と認めたときは、その旨を招集権者たる取締役に通告して、取締役会の招集の請求をすることができる。

#### 第8条(議長)

取締役会の議長は、社長がこれにあたる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、ほかの取締役がこれに代る。

2. 議長たる取締役に特別利害関係のある事項の審議については、議長に事故があるときに準じてほかの取締役が議長となる。

#### 第9条(決議方法)

取締役会は、全取締役の過半数にあたる取締役の出席により成立し、その決議は出席取締役の過半数をもってこれを行う。

2. 前項の決議につき特別利害関係を有する取締役は、決議に参加することができない。この場合、その取締役は出席取締役の数に参入しない。
3. 議長は取締役会に出席できない取締役または監査役から要請があったときは、その者の書面による意見を取締役会において伝達しなければならない。

#### 第10条(事後承諾)

緊急その他やむを得ない事由により取締役会に附議することができないときは、前条の規程にかかわらず、代表取締役が適宜これを処理することができる。

2. 前項の場合、代表取締役は、事後遅滞なくこれを取締役会に報告し、その承諾を受けなければならない。

#### 第11条(ほかの者の出席)

取締役会が必要と認めたときは、取締役および監査役以外の者を取締役会に出席させて、その意見または説明を求めることができる。

#### 第12条(監査役の意見)

監査役は、監査のため必要あるときは、取締役会において、会議の目的とされている事項以外のことに関しても、その意見を述べることができる。

#### 第13条(報告)

代表取締役は、毎回の定期取締役会において、会社の業務執行の状況またはその他必要な情報を、取締役会において報告または説明するものとする。但し、事案によりその業務を担当するほかの取締役にこれを行わせることができる。

2. 取締役が競業または自己取引をしたときは、遅滞なく、その取引についての重要な事実を取締役会に報告しなければならない。

#### 第14条(議事録)

取締役会の議事はその経過の要領と結果を議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印する。

#### 第15条（事務局）

取締役会の事務局は管理部が所管とし、議事録は管理部担当者が作成し管理部で保管するものとする。

#### 第16条(その他の事項)

取締役会の運営について、法令、定款またはこの規程に定めのない事項で、招集に関する事項は招集権者が、その他の事項は議長の決するところによる。

#### 第17条(改廃手続)

この規程の改廃は、取締役会の決議を経なければならない。

#### 附則

- ・本規程は平成14年12月18日から施行する。
- ・平成27年6月5日改訂
- ・平成29年3月6日改訂
- ・令和3年3月24日改訂

(別表)

## 取締役会附議基準

### 1. 経営方針に関する事項

- ① 経営基本理念、中・長期経営理念、年度経営計画および年度予算の決定、変更
- ② 定款の変更
- ③ 会社の合併または買収
- ④ 営業譲渡、譲受およびその他経営上重要な契約の締結、改廃
- ⑤ 関係会社の移動、役員人事

### 2. 株主に関する事項

- ① 株主総会の招集、その議題並びに議案、招集通知状、参考書類の作成、株主の提案にかかる株主総会の議題の採否
- ② 株主名簿の基準日の設定

### 3. 決算に関する事項

- ① 決算方針の確定
- ② 決算書およびその附属明細書の承認

### 4. 役員に関する事項

- ① 代表取締役および役付取締役の選任
- ② 社長に事故があるとき株主総会の議長となる取締役の決定
- ③ 取締役会規程の改正
- ④ 取締役の競業取引、取締役と当社の取引および当社と取締役との利益が相反する取引の承認、或いは取締役またはその親族が所有する会社との取引
- ⑤ 取締役報酬の配分(株主総会が決議した金額に基づく)および取締役賞与の配分(株主総会が承認した株主資本等変動計算書に基づく)
- ⑥ 役員退職慰労金規程の改正および退任取締役への退職金または弔慰金の額、支給方法の決定(株主総会より一任を受けたもの)

### 5. 株式および社債に関する事項

- ① 株式の発行
- ② 準備金の資本組入
- ③ 株式分割
- ④ 中間配当の実施とその配当金の決定
- ⑤ 株式名義書換代理人およびその事務取扱場所の選定
- ⑥ 株式取扱規則の改正
- ⑦ 社債(転換社債および新株引受権付社債を含む)の発行

### 6. 人事・組織に関する事項

- ① 執行役員、支配人の選任、変更、評価およびその他重要人事
- ② 重要な労働協約の締結または変更若しくは就業規則についての重要な変更
- ③ 重要な組織の制定、改廃
- ④ 本社及び、大小・駐在にかかわらず、本社から遠隔にある事務所の新設、移転廃止

#### 7. 業務執行に関する事項

- ① 重要な契約の締結
- ② 重要な財産の得喪、貸借および担保の設定
- ③ 重要な投資の決定
- ④ 重要な債務の保証
- ⑤ 多大な債務、借財の決定

#### 8. その他

- ① 経営上重要な社内規程、基準等の設置、廃止
- ② 顧問または相談役の委嘱および解嘱
- ③ 内部情報等の管理に関する事項および管理規程の制定および改廃
- ④ 株主総会から委任された事項
- ⑤ その他業務執行上重要または異例な事項

以上